

日 絹 月 報

令和2年2月号 第515号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-3262-4101
URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 第132回通商問題委員会の開催
2. 日本政策金融公庫が新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット貸付の要件を緩和
3. 新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入手続きの緩和等について
4. 今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、親事業者に要請

◇ 第132回通商問題委員会の開催 ◇

第132回通商問題委員会が2月7日(金)に開催され(1)日本の繊維貿易の現状(2)各国とのEPA交渉状況等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

(1) 輸出入全般の動向

① 2019年12月の現況

円ベースでは、輸出は前年同月比93.6%、輸入は98.3%と単月で輸出は大幅減、輸入は若干の減である。

輸出(円ベース)は、2018年通期では前年同期比101.7%であったが、2019年については1月は減少に転じたものの、2月以降は増が継続していた。しかしながら5月以降、前年対比で減が継続しており、1月~12月通期でも若干の減である。

また、輸入は2018年通期では前年同期比で106.0%と増加傾向であった。2019年も1月は増加傾向であったが、2月は一転減少に転じ、その後、増減を繰り返しており、1月~12月の通期では、前年同期比で若干の減となっている。

項目	2019年12月				2019年1月～12月			
	金額		前年同月比		金額		前年同期比	
	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース
輸出	80,145	734	93.6%	96.4%	885,980	8,125	98.3%	99.6%
輸入	326,144	2,988	98.3%	101.3%	4,222,620	38,772	97.0%	98.4%

②繊維品別輸出入実績（2019年1月～12月累計・前年同期比）

輸出（円ベース）		輸入（円ベース）	
繊維原料	98.7%	繊維原料	91.7%
糸類（紡績糸・合繊糸）	91.8%	糸類（紡績糸・合繊糸）	88.0%
綿糸	92.3%	綿糸	86.8%
毛糸	93.8%	毛糸	80.4%
合繊糸	90.4%	合繊糸	91.0%
織物	99.6%	織物	97.7%
綿織物	93.9%	綿織物	88.6%
毛織物	92.7%	毛織物	101.3%
合繊織物	102.6%	合繊織物	102.4%
二次製品	99.4%	二次製品	97.4%

(2) 各国・地域別輸出入の動向

①輸出（2019年1月～12月累計 前年同期比（円ベース））

東南アジア（中国含む）：97.6%、米州：97.0%、欧州：102.6%、中国：94.5%、シェアは28.8%（前年比▲1.2pt）と1月～12月累計で輸出額、シェア共に減である。

アセアン：99.2%、シェアは25.9%（前年比+0.3pt）。輸出額・シェアは微増である。

2019年1月～12月累計で、前年同期比増は、台湾107.8%、マレーシア107.8%、ベトナムが103.3%、カンボジア106.7%、ミャンマー121.1%、バングラデシュ124.7%、ドイツ108.6%、大洋州108.2%など。

シェアが安定して伸長しているベトナムの構成比は13.0%（前年同期比+0.6pt）。

欧州ではドイツは前年同期対比で増が継続している。

②輸入（2019年1月～12月累計 前年同期比（円ベース））

東南アジア（中国含む）：96.6%、米州：100.4%、欧州：101.7%、中国：93.0%、シェアは54.9%（前年比▲2.3pt）と減である。

アセアン：103.8%、シェアは28.4%（前年同期比+1.9pt）とこちらは増が継続している。

1月～12月累計で前年同期比増はマレーシア103.1%、ベトナム106.2%、カンボジア105.9%、ミャンマー111.9%、インド103.6%などである。全般に一時期の勢いがやや低下している。

ベトナムのシェアは13.6%（前年同期比+1.2pt）と堅調である。

2. 次回日程について

第133回通商問題委員会は、4月8日（水）14時～

◇ 日本政策金融公庫が新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット貸付の要件を緩和 ◇

令和2年2月14日
経済産業省

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の経営に支障が生じる可能性を踏まえて、特別相談窓口を設置するよう日本政策金融公庫に対して要請を行いました。

日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を今後の影響が懸念される事業者にまで拡大します。

下記相談窓口一覧をご覧ください。

・[相談窓口一覧（PDF形式：157KB）](#) 

お問い合わせ先

中小企業庁金融課長 貴田

担当者：海老原、内田、小澤、宮崎

電話：03-3501-1511（内線5271～5275）

03-3501-2876（直通）

03-3501-6861（FAX）

◇ 新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入手続きの緩和等について ◇

令和2年2月14日

経済産業省

経済産業省は、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項を以下のとおりまとめました。詳細は、本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等までお問い合わせください。

1. 輸入関連

(1) 輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合（外為法）

新型コロナウイルスの流行に伴う輸入の遅延等により輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれがある場合、同有効期間の延長を申請することが可能ですので、当該有効期間が経過する前に申請をお願いします。

※申請に際しては「延長を必要とすることを立証する書類」が必要となりますが、当該書類の入手が困難な場合、令和2年3月31日までの間^注は、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び『延長を必要とすることを立証する書類』の入手が困難であること」の理由を輸入者自らが記載した理由書を提出すれば、これに替えることができることとします。

※その他手続きの詳細は、「輸入承認の有効期間及びその延長等の手続きについて（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）」を参照ください。

なお、有効期間が経過した輸入承認証は失効となり、再申請が必要となりますので御注意ください。特に、外国政府により発行された条約等に基づく証明書等（ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書等）の延長はできませんので、御注意ください。

(2) 関税割当証明書（皮革・革靴）の有効期間が過ぎるおそれのある場合（関税暫定措置法等）

新型コロナウイルスの流行に伴う輸入の遅延等により関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれがある場合、同有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能ですので、当該有効期間（2020年3月31日まで）が経過する前に申請をお願いします。

※既に有効期間が経過したものは失効となり、延長ができなくなります。

※申請に際しては「関税割当証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面（例：割当物品の船積み遅延を連絡する輸出者からの通信文であって、日本到着予定日が明記されていること）」が必要となりますが、当該書面の入手が困難な場合、2020年3月31日までの間は、「延

長が必要となった具体的な事情・経緯及び『延長を必要とすることを立証する書類』の入手が困難であること理由を輸入者自らが記載した理由書」を提出すれば、これに替えることができることとします。

※具体的な延長手続については「2019年度の関税割当申請書及び関税割当証明書明書の取扱い等について（平成31年3月8日付け関税割当注意事項第2号・20190204貿第6号）」を参照ください。

2. 輸出関連

(1) 輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合（外為法）

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出の遅延等により輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合、同有効期間の延長を申請することが可能ですので、当該有効期間が経過する前に申請をお願いします。

※手続の詳細は、「輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）」を参照ください。

※有効期間が経過した輸出許可証又は輸出承認証は失効となり、再申請が必要となりますので御注意ください。

(2) 輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合（外為法）

中国を仕向地とする輸出許可証に付された許可条件の履行（工作機械の据付報告等）について、令和2年3月31日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年3月31日まで履行期限を延長します^注。

当該履行期限の延長に係る内容変更申請は必要ありませんが、同日よりも早く履行可能な状況になりましたら、速やかに履行してください。

(3) 日本国政府等により発行された条約等に基づく証明書の有効期間が過ぎてしまった場合（外為法等）

ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書については、条約等の制限により有効期間の延長はできませんので、再申請をお願いします。

（注）これら特例措置の期間については、状況に応じ更に延長する可能性もあります。

3. 問合せ窓口（電話）

別紙のとおり。

関連資料

[問合せ窓口一覧（PDF形式：152KB）](#) 

お問い合わせ先

貿易管理部貿易管理課長 岩松

担当者：谷澤、小栗

電話：03-3501-1511（内線3241）

03-3501-0538（直通）

03-3501-5896（FAX）

◇ 今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、親事業者に要請 ◇

令和2年2月14日

経済産業省

今般の中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルスにより、我が国の生産活動への影響が懸念されています。その影響により、不当な取引条件の押しつけを行わないなど、下請中小企業への配慮について、関係団体（1,129団体）を通じ、親事業者に要請します。

1. 概要

今般の中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルスの発生に伴い、中国国内の生産活動の停滞や機械部品等の輸入の遅延等による我が国製造業のサプライチェーンへの悪影響等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

そこで、経営基盤の弱い下請等中小企業に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名で、業界団体代表者（791団体）に、不当な取引条件の押しつけがないよう、親事業者の必要な配慮等について要請します（別添）。

今後、他省庁所管の業界団体代表者（338団体）についても主務大臣との連名で本日より順次要請していきます。

2. 要請内容

- ・親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、下請事業者に対し、①通常支払われる対価より低い対価による下請代金の設定、②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託など、負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること
- ・親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

参考

「下請中小企業振興法」とは、親事業者の協力のもと、下請事業者の振興を図ることを目的とした法律です。この法律により定められた「振興基準 前文」には、親事業者の協力に関する事項及び下請事業者の努力に関する事項が規定されています。

関連資料

- ・[新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について（要請文書）](#)（PDF形式：208KB）

関連リンク

- ・[下請中小企業振興法に基づく「振興基準」（中企庁HP）](#) 

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部取引課長 亀井

担当者：浅田、羽柴

電話：03-3501-1511（内線 5291～7）

03-3501-1669（直通）

03-3501-6899（FAX）

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net21スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support>
（日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい）

（公募中案件）

2020/02/17 掲載

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）（厚生労働省）
令和2年2月14日から、特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)を新設しました。本コースは特定求職者雇用開発助成金(安定雇用実現コース)の要件を見直し、拡充したものとなります。

募集期間：2020/02/14 -

2020/02/04 掲載

業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

(厚生労働省)

新規に追加されるコース(25円コース、60円コース、90円コース)の申請受付を3月31日(火)まで延長しました。

募集期間：－ 2020/03/31

2020/01/31 掲載

令和2年度予算「戦略的基盤技術高度化支援事業」の公募を開始します

(中小企業庁)

中小企業・小規模事業者による情報処理、精密加工等のものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等と連携して行う、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を一貫して支援します。採択想定件数100件程度、申込締切4月24日(金)17時00分です。

募集期間：2020/01/31－ 2020/04/24

2020/01/20 掲載

中小企業組合等課題対応支援事業 (全国中小企業団体中央会)

中小企業組合や中小企業の方々が抱える課題を解決するために実施する調査・研究や販路開拓等の取組に必要な経費を補助します。

2020/01/20 掲載

中小企業投資育成株式会社による投資 (中小企業投資育成株式会社)

中小企業は中小企業投資育成株式会社からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

2020/01/20 掲載

中小企業成長支援ファンド (中小機構)

新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業等は、ファンドによる資金提供や、踏み込んだ経営支援を受けることができます。

2020/01/20 掲載

起業支援ファンド (中小機構)

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。また、市区町村と創業支援等の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

2020/01/20 掲載

産業競争力強化法に基づく創業支援（経済産業省、中小企業庁）

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。また、市区町村と創業支援等の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

2020/01/20 掲載

女性、若者／シニア起業家支援資金（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）

女性、若者、高齢者のうち新規開業して概ね7年以内の方を優遇金利で支援する融資制度です。

2020/01/20 掲載

新創業融資制度（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画（ビジネスプラン）等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

2020/01/20 掲載

技術研究組合制度（経済産業省）

企業と企業、企業と大学などが、共同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、技術研究組合制度があります。

2020/01/20 掲載

地域未来投資促進法による支援（経済産業省）

地域未来投資促進法に基づき、事業者が、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の支援措置を受けることができます。

2020/01/20 掲載

省エネ関連設備等の導入に対する支援（環境共創イニシアチブ（S I I））

中小企業者等が省エネ設備の導入を行う際等に各種支援を受けることができます。

2020/01/20 掲載

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）（国税庁）

研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除を受けることができます。特に中小企業者等については、控除率・控除上限で優遇されています。

2020/01/20 掲載

中小企業技術革新制度（SBI R制度）に基づく支援（中小企業庁、他）

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の減免や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

2020/01/20 掲載

企業活力強化資金（ものづくり法認定関連）（日本政策金融公庫）

「特定ものづくり基盤技術」に関する研究開発等に取り組むために資金を必要とする方が融資を受けることができます。

2020/01/20 掲載

戦略的基盤技術高度化支援事業（中小企業庁）

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発から試作品開発、販路開拓への取組を一貫して支援します。

2019/12/27 掲載

セーフティネット保証制度（中小企業庁）

セーフティネット保証（経営安定関連保証）は、経営の安定に支障をきたしている中小企業の皆さまが市町村の認定を受けることで、一般保証とは別枠で最大2億8,000万円を利用できる保証制度です。対象中小企業者、手続きの流れ等はリンク先を確認ください。

・実施期間：－ 2020/06/30

2019/12/10 掲載

中小企業退職金共済制度（中退共）（勤労者退職金共済機構）

企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中退共制度（中小企業退職金共済制度）に加入しませんか？中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

・実施期間：2019/12/09－

動 向

2月 7日 日本繊維産業連盟 第132回通商問題委員会

会議予定

- ☆ 当会 日絹工業会理事会・日絹連合会理事会
3月 5日(木) 15時～ 於：KKRホテル東京
- ☆ 当会 令和2年度助成金等審査会
3月 9日(月) 12時～ 於：日絹会館
- ☆ ケケン試験認証センター 第3回理事会
3月18日(水) 14時～ 於：KKRホテル東京
- ☆ シルクセンター国際観光貿易会館 令和元年度第2回定例理事会
3月24日(火) 14時～ 於：シルクセンター 大会議室
- ☆ 繊維評価技術協議会 第4回理事会
3月25日(水) 15時～ 17時 於：KKRホテル東京
- ☆ 織貿会館 第20回理事会および評議員傍聴会
3月26日(木) 11時～ 於：上野『精養軒』

イベント

- ☆ 2020桐生テキスタイルプロモーションショー
3月 4日(水)～ 5日(木) 10時～ 18時 (最終日 17時まで)
会 場：青山 TEPIA 3F
⇒ 中止になりました。
- ☆ 第5回 国際生地・素材EXPO
4月 1日(水)～ 3日(金) 9時～ 17時
会 場：東京ビッグサイト 青海展示棟
- ☆ 十日町きものフェスタ2020
4月 6日(月)～ 10日(金) 10時～ 17時 (最終日15時まで)
会 場：十日町地域地場産業振興センター
- ☆ Premium Textile Japan 2021 Spring/Summer
5月13日(水)～ 14日(木) 10時～ 18時30分 (最終日18時まで)

会 場：東京国際フォーラム ホールE

☆ The Japan Observatory at MilanoUnica 2021 Autumn/Winter

7月 7日（火）～ 9日（木）9時～18時30分

会 場：イタリア ミラノ市 ロー フィエラ ミラノ